

様式第2号（その1）（第4条、第5条、第9条関係）

整備項目表（建築物）

○一般基準

1 出入口

整備項目	適用	整備状況	備考
① 戸に衝突の防止措置があるか（前面が透明な戸の場合）		適・否	
② 利用者を感じし、戸の閉鎖を自動的に制止できるか（自動ドアの場合）		適・否	

注意1 適用欄の各印は、次に掲げる者が利用するものについて適用することを示す。（以下同じ。）

◎ : 不特定かつ多数の者

□ : 主として高齢者、障害者等

△ : 主として視覚障害者

無印 : 不特定かつ多数の者、主として高齢者、障害者等、主として視覚障害者及び多数の者

注意2 整備状況欄には、該当する方へ○を付ける。該当する特定施設等がない場合は斜線を記入する。（以下同じ。）

注意3 備考欄の各印は、次の法令においても整備の基準であることを示す。（共同住宅又は寄宿舎、車両の停車場等若しくは公共用歩廊にあっては2,000㎡以上、公衆便所にあっては50㎡以上のものに限る。）（以下同じ。）

: 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「法」という。）

: 埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例（以下「県条例」という。）

2 廊下等

整備項目	適用	整備状況	備考
① 表面は滑りにくい仕上げであるか		適・否	#
② 点状ブロック等の敷設（階段又は傾斜路の上端に近接する部分）*1	◎△	適・否	#
③ 通行の支障となる突出物はないか（通行の安全上支障が生じないよう措置が講じられた場合を除く。）		適・否	

注意1 *1印は、以下の場合を除く。

- ・勾配が1/20以下の傾斜がある部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜がある部分の上端に近接する場合
- ・主として自動車の駐車のために供する施設に設ける場合

連絡先 住所

氏名 電話番号

3 階段

整備項目	適用	整備状況	備考
① 手すりを設けているか（踊場を除く。）		適・否	#
〃 両側に設けているか（踊場を含む。）		適・否	##
② 表面は滑りにくい仕上げであるか		適・否	#
③ 段は識別しやすいものか		適・否	#
④ 段はつまずきにくいものか		適・否	#
段鼻の突き出しがなく、蹴込みは 2cm 以下か		適・否	
⑤ 点状ブロック等の敷設（段がある部分の上端に近接する踊場の部分）*1	◎△	適・否	#
⑥ 主な階段を回り階段としていないか*2		適・否	#
⑦ 踏面の両側に、側壁又は 2cm 以上の立上がり部があるか		適・否	

注意 1 *1 印は、以下の場合を除く。

- ・主として自動車の駐車の用に供する施設に設ける場合
- ・段がある部分と連続して両側（法では片側）に手すりを設ける場合

注意 2 *2 印は、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときはこの限りではない。

4 傾斜路

整備項目	適用	整備状況	備考
① 手すりを設けているか（勾配 1/12 以下で高さ 16 cm 以下の傾斜がある部分は免除）		適・否	#
〃 両側に設けているか（ 〃 ）		適・否	
② 表面は滑りにくい仕上げであるか		適・否	#
③ 前後の廊下等と識別しやすいものか		適・否	#
④ 点状ブロック等の敷設（傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分）*1	◎△	適・否	#
⑤ 両側に側壁又は 5cm 以上の立上がり部があるか		適・否	

注意 1 *1 印は、以下の場合を除く。

- ・勾配が 1/20 以下の傾斜がある部分の上端に近接する場合
- ・高さ 16 cm 以下で勾配 1/12 以下の傾斜がある部分の上端に近接する場合
- ・主として自動車の駐車の用に供する施設に設ける場合
- ・傾斜がある部分と連続して両側（法では片側）に手すりを設ける場合

5 便所（⑤を除き、男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）

整備項目	適用	整備状況	備考
① 「車椅子使用者用便房」を設けているか（1以上） (1) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか (2) 車椅子で円滑に利用できる十分な空間が確保されているか	—	— 適・否 適・否	# #
「車椅子使用者用便房」（なお、床面積の合計が500㎡以上の建築物（共同住宅、寄宿舍又は下宿を除く。）及び公衆便所にあつては、車椅子が360度回転できるよう、直径1.5m以上の円が内接できる空間を確保すること。）		適・否	
(3) 床の表面は滑りにくい仕上げであるか		適・否	
② 水洗器具（オストメイト対応）を設けた便房を設けているか（1以上）		適・否	#
③ 「車椅子使用者用便房」が2以上又は「車椅子使用者用便房」及び次に掲げる便所（「準車椅子使用者用便房」）のある便房がそれぞれ1以上あるか（床面積の合計が2,000㎡以上の建築物（ホテル若しくは旅館又は共同住宅、寄宿舍若しくは下宿を除く。）に限る。） (1) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか (2) 車椅子で円滑に利用できる十分な空間が確保されているか		適・否	
④ 次の手洗器を設けているか（「車椅子使用者用便房」、「準車椅子使用者用便房」のある便所内） (1) 車椅子使用者の利用に配慮した高さであり、下部に空間があるか (2) もたれかかった時に耐えうるものか又は両側に手すりが適切に配置されているか (3) 手洗器具は容易に操作できるか	—	— 適・否 適・否 適・否	
⑤ 床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を設けているか（1以上）		適・否	#
小便器の両側に手すりが適切に配置されているか（1以上）		適・否	
⑥ 乳幼児設備（1以上）（床面積の合計が2,000㎡以上の建築物）*1 (1以上）（床面積の合計が500㎡以上の建築物及び公衆便所）*2 (1以上）（床面積の合計が500㎡未満の建築物（公衆便所を除く。））*2（努力基準）		適・否 適・否 適・否	##
(1) 便所内に、乳幼児を安全に座らせることができる設備を設けた便房を設けたか（1以上）		適・否	##
(2) 便所内又は利用しやすい場所に、乳幼児用ベッドその他おむつの交換ができる設備を設けたか（1以上）		適・否	##
(3) (1)、(2)の表示が便所の出入口にあるか		適・否	##

注意1 *1印は、以下に掲げる施設に限る。

・学校（幼稚園に限る。） ・病院又は診療所 ・劇場、観覧場、映画館又は演芸場 ・集会場又は公会堂 ・展示場 ・百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗 ・ホテル又は旅館 ・保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署 ・福祉ホームその他これに類するもの（主として障害者等が7利用するものに限る。） ・児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの ・体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は競技場 ・博物館、美術館又は図書館 ・飲食店

注意2 *2印は、注意1に掲げる施設、学校（すべて）及び公衆便所に限る。

6 浴室等（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）

整備項目	適用	整備状況	備考
① 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか		適・否	
② 車椅子で利用しやすいよう十分な空間が確保され、段はないか		適・否	
③ 水栓器具は容易に操作できるか		適・否	
④ 更衣ブース、シャワーブースの出入口の幅は85cm以上であるか（1以上）（構造上困難な場合又は車椅子使用者が直進できる場合は、80cm以上）		適・否	

7 ホテル・旅館の客室

整備項目	適用	整備状況	備考
① 「車椅子使用者用客室」を設けているか （客室総数の1/100以上（50室未満は不要）） 〔客室の総数（ ）/100＝（ ）以上（小数点以下切上げ。以下同じ。）〕	◎□	適・否	車椅子使用者用客室 （ ） 室 #
（客室の総数200未満の場合はその1/50以上） 〔客室の総数（ ）/50＝（ ）以上〕	◎□	適・否	
（客室の総数が200以上の場合はその1/100+2以上） 〔客室の総数（ ）/100+2＝（ ）以上〕	◎□	適・否	
② 「車椅子使用者用客室」の構造は適切か	—	—	
(1) 便所 （当該客室のある階に「車椅子使用者用便所」が設けられた共用便所がある場合は除く。）	—	—	
・腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか	◎□	適・否	#
・車椅子で円滑に利用できる十分な空間が確保されているか	◎□	適・否	#
・床の表面は滑りにくい仕上げであるか	◎□	適・否	
・出入口の幅は80cm以上であるか	◎□	適・否	#
・ “ ” 85cm以上であるか（構造上困難な場合又は車椅子使用者が直進できる場合は、80cm以上）	◎□	適・否	
・戸を設ける場合は車椅子使用者が容易に開閉して通過しやすく、前後に高低差がないか	◎□	適・否	#
(2) 浴室又はシャワー室 （次の基準を満たした共用の浴室等がある場合は除く。）	—	—	
・車椅子使用者が円滑に利用できる構造か（浴槽、シャワー、手すり等の適切な配置。十分な空間確保。）	◎□	適・否	#
・出入口の幅は80cm以上であるか	◎□	適・否	#
・ “ ” 85cm以上であるか（構造上困難な場合又は車椅子使用者が直進できる場合は、80cm以上）	◎□	適・否	
・戸を設ける場合は車椅子使用者が容易に開閉して通過しやすく、前後に高低差がないか	◎□	適・否	#
(3) 客室には、車椅子が360度回転できるように、直径1.5m以上の円が内接できる空間が確保されているか	◎□	適・否	
③ 非常警報装置を設けているか（聴覚障害者が利用する客室内）（努力基準）	◎□	適・否	

8 客席

整備項目	適用	整備状況	備考
① 「車椅子使用者用客席」を設けているか (客席の総数 200 未満の場合はその 1/50 以上) 〔客席の総数 () /50 = () 以上 (小数点以下切上げ。以下同じ。)] (客席の総数が 200 以上 1,000 未満の場合はその 1/100+2 以上) 〔客席の総数 () /100+2 = () 以上〕 (客席の総数が 1,000 以上の場合はその 1/500+10 以上) 〔客席の総数 () /500+10 = () 以上〕	◎□ ◎□ ◎□	— 適・否 適・否 適・否	車椅子使用者用客席 () 席
② 「車椅子使用者用客席」の幅は 90cm 以上、奥行きは、1.2m 以上であるか	◎□	適・否	
③ 「移動等円滑化経路」を構成する出入口から「車椅子使用者客席」までの経路は適切か (1) 幅は、1.2m 以上であるか (2) 傾斜路は適切か ・手すりを両側に設けているか (勾配 1/12 以下で高さ 16 cm 以下の傾斜がある部分は免除) ・表面は滑りにくい仕上げであるか ・両側に側壁又は 5cm 以上の立上がり部があるか ・幅は 1.2m 以上 (段併設の場合は 90cm 以上) であるか ・勾配は 1/12 以下 (高さ 16 cm 以下の場合は 1/8 以下) であるか ・高さ 75 cm を超えるものにあつては、高さ 75 cm 以内ごとに踊場を設けているか ・踊場を設ける場合は踏幅 1.5m 以上であるか	— ◎□ — ◎□ ◎□ ◎□ ◎□ ◎□ ◎□ ◎□ ◎□	— 適・否 — 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否	
④ 難聴者の聴力を補うための装置を設けているか (努力基準) (客席の総数 200 未満の場合はその 1/50 以上) 〔客席の総数 () /50 = () 以上 (小数点以下切上げ。以下同じ。)] (客席の総数が 200 以上 1,000 未満の場合はその 1/100+2 以上) 〔客席の総数 () /100+2 = () 以上〕 (客席の総数が 1,000 以上の場合はその 1/500+10 以上) 〔客席の総数 () /500+10 = () 以上〕	— ◎□ ◎□ ◎□	— 適・否 適・否 適・否	車椅子使用者用客席 () 席

9 カウンター等

整備項目	適用	整備状況	備考
① 車椅子使用者の利用に配慮 (高さ、下部空間) したか (カウンター、記載台、公衆電話台)		適・否	
② 高齢者、障害者等の利用に配慮したか (券売機、公衆電話機、自動販売機、水飲み器など) (努力基準)		適・否	

10 休憩設備

整備項目	適用	整備状況	備考
① 「休憩設備」を適切な位置に設けているか (2,000 m ² 以上の建築物に廊下等を設ける場合に限る。) *1		適・否	
② 必要に応じ、その表示をしたか		適・否	

注意 1 *1 印は、以下に掲げる施設を除く。

- ・公衆便所
- ・主として自動車の駐車のために供する施設

1 1 敷地内の通路

整備項目	適用	整備状況	備考
① 表面は滑りにくい仕上げであるか		適・否	#
② 段がある部分は適切か	—	—	
(1) 手すりを設けているか		適・否	#
〃 両側に設けているか		適・否	
(2) 段は識別しやすいものか		適・否	#
(3) 段はつまずきにくいものか		適・否	#
段鼻の突き出しがなく、踏込みは2cm以下か		適・否	
③ 傾斜路は適切か	—	—	
(1) 手すりを設けているか（勾配 1/12 以下で高さ 16 cm以下又は勾配 1/20 以下の傾斜がある部分は免除）		適・否	#
〃 両側に設けているか（ 〃 ）		適・否	
(2) 前後の通路と識別しやすいものか		適・否	#
(3) 両側に側壁又は5cm以上の立上がり部があるか		適・否	
④ 通行の支障となる突出物はないか（通行の安全上支障が生じないよう措置が講じられた場合を除く）		適・否	
⑤ 排水溝の溝蓋は、白杖、車椅子等の使用者の通行に支障のない構造か		適・否	

1 2 駐車場*1

整備項目	適用	整備状況	備考
① 「車椅子使用者用駐車施設」（1以上）を設けているか *2		適・否	車椅子使用者用駐車施設 () 台 #
(全駐車台数が200未満の場合はその1/50以上) 〔全駐車台数()/50=()以上 (小数点以下切上げ。以下同じ。)] (全駐車台数が200以上1,000未満の場合はその1/100+2以上) 〔全駐車台数()/100+2=()以上] (全駐車台数が1,000以上の場合はその1/500+10以上) 〔全駐車台数()/500+10=()以上]		適・否 適・否 適・否	
② 「車椅子使用者用駐車施設」の構造は適切か	—	—	
(1) 幅は3.5m以上であるか		適・否	#
(2) 奥行きは6m以上であるか		適・否	
(3) 「利用居室」までの経路が、できるだけ短い位置に設けられているか		適・否	#
(4) 車両への乗降部分はできるだけ水平であるか		適・否	
③ 「高齢者、障害者等優先停車施設」（車寄せを設けた場合）は利用に配慮したか（努力基準）	—	—	
(1) 車両への乗降部分はできるだけ水平で、1.5m×1.5m以上であるか		適・否	
(2) 必要に応じ、表示をしたか		適・否	
(3) 出入口からの経路は、「移動等円滑化経路」を構成しているか		適・否	

注意1 *1印は、駐車場が2以上あるときは、合わせて1の駐車場とみなす。

注意2 *2印は、共同住宅、寄宿舎にあつては、2,000㎡以上のものに限る。

1 3 標識

整備項目	適用	整備状況	備考
① 標識（移動等円滑化の措置がとられたエレベーター等、便所、駐車施設の付近の見やすい位置に）が設置されているか		適・否	#
② ①で設ける標識の内容が JISZ8210 に適合しているか		適・否	#
③ ①以外の標識は適切か (1) 見やすい位置に設置されているか (2) 内容が容易に識別できるか	—	— 適・否 適・否	
④ 誘導灯（直接地上へ通じる出入口、直通階段の出入口）は避難に配慮したもののか（点滅機能及び音声誘導機能付き） （自動火災報知設備の設置を必要としない建築物を除く）	◎□	適・否	

1 4 案内設備

整備項目	適用	整備状況	備考
① 移動等円滑化の措置がとられたエレベーター等、便所、駐車施設の配置を表示した案内板等又は案内所を設けているか（エレベーター等、便所、駐車施設の配置を容易に確認できる場合は免除）		適・否	#
② 移動等円滑化の措置がとられたエレベーター等、便所の配置を点字等で示す設備又は案内所を設けているか		適・否	#
③ 聴覚障害者に配慮した設備を設けたか（案内、呼出し等の窓口）（努力基準）		適・否	

○移動等円滑化経路

1 各経路

整備項目	適用	整備状況	備考
① 次の各経路に階段・段が設けられていないか（傾斜路又はエレベーター等を併設する場合は免除）	—	—	
(1) 「道等」から「利用居室」まで（1層移動のみの場合は、上下移動の部分は免除）		適・否	#
(2) 「利用居室」（「利用居室」がない場合は、「道等」）から「車椅子使用者用便房」まで		適・否	#
「利用居室」（「利用居室」がない場合は、「道等」）から「準車椅子使用者用便房」まで		適・否	
(3) 「車椅子使用者用駐車施設」から「利用居室」（「利用居室」がない場合は、「道等」）まで		適・否	#
(4) 共用歩廊の場合、「道等」から共用歩廊を通過し、その他方の側の「道等」まで		適・否	#

2 出入口

整備項目	適用	整備状況	備考
① 幅は 80 cm 以上であるか		適・否	#
幅は 85 cm 以上であるか（構造上困難な場合又は車椅子使用者が直進できる場合は、80cm 以上）		適・否	
② 戸を設ける場合は車椅子使用者が容易に開閉して通過しやすく、前後に高低差がないか		適・否	#
③ 直接地上へ通じる主要な出入口は適切か	—	—	
(1) 幅は 90cm 以上であるか		適・否	
(2) 屋根又はひさしを設けたか（努力基準）		適・否	

3 廊下等

整備項目	適用	整備状況	備考
① 幅は 1.2m 以上であるか		適・否	#
② 区間 50m 以内ごとに車椅子が転回可能な場所があるか		適・否	#
③ 末端の付近に車椅子が転回可能な場所があるか		適・否	
④ 戸を設ける場合は車椅子使用者が容易に開閉して通過しやすく、前後に高低差がないか		適・否	#
⑤ 手すりを設けたか（病院、診療所、老人ホーム、福祉ホーム（高齢者、障害者等が利用するものに限る。）に限る。）	◎□	適・否	
⑥ 乳幼児のおむつの交換及び授乳ができる設備を設け、その位置を表示しているか（1以上）（5,000㎡以上のもの）*1（廊下等以外の場所に設け、廊下等にその位置を表示することでも可）	◎□	適・否	##

注意 1 *1印は、以下に掲げる施設に限る。

- ・病院又は診療所
- ・集会場又は公会堂
- ・展示場
- ・百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗
- ・ホテル又は旅館
- ・保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署
- ・博物館、美術館又は図書館

4 傾斜路

整備項目	適用	整備状況	備考
① 幅は 1.2m 以上（階段に併設する場合は 90cm 以上）であるか		適・否	#
② 勾配は 1/12 以下（高さ 16 cm 以下の場合は 1/8 以下）であるか		適・否	#
③ 高さ 75 cm を超えるものにあつては、高さ 75 cm 以内ごとに踊場を設けているか		適・否	#
④ 踊場を設ける場合は踏幅 1.5m 以上であるか		適・否	

5 エレベーター及びその乗降ロビー

整備項目	適用	整備状況	備考
① 籠は必要階（「利用居室」、「車椅子使用者用便房」、「車椅子使用者用駐車施設」のある階、及び地上階）に停止するか 籠は必要階（「準車椅子使用者用便房」のある階）に停止するか		適・否	#
② 籠及び昇降路の出入口の幅は 80 cm 以上であるか		適・否	#
③ 籠の奥行きは 1.35m 以上（床面積の合計が 1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満の共同住宅、寄宿舎及び下宿にあっては、1.15m 以上）であるか		適・否	#
④ 乗降ロビーは水平で、1.5m×1.5m 以上であるか		適・否	#
⑤ 籠内及び乗降ロビーに車椅子使用者が利用しやすい制御装置を設けているか		適・否	#
⑥ 籠内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか		適・否	#
⑦ 乗降ロビーに到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けているか		適・否	#
⑧ 籠内の両側面に手すりを設けているか		適・否	
⑨ 籠内に鏡を設けているか		適・否	
⑩ 戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けているか		適・否	
⑪ 不特定多数の者が利用する 2,000 m ² 以上の建築物に設けるものの場合 (1) 籠の幅は 1.4m 以上であるか (2) 籠は車椅子が転回できる構造か	— ◎ ◎	— 適・否 適・否	# #
⑫ 不特定多数の者又は主に視覚障害者が利用する者の場合*1 (1) 籠内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか (2) 籠内及び乗降ロビーに点字等の方法による制御装置を視覚障害者が円滑に操作できる位置に設けているか (3) 籠内又は乗降ロビーに到着する籠の昇降方向を知らせる音声装置を設けているか (4) 開閉する籠の出入口を知らせる音声装置を設けているか（出入口が複数あるエレベーターの場合） (5) 管制運転（地震、火災、停電時等）を行う装置を設け、作動時にその旨を音声及び文字で知らせる設備を設けているか（努力基準）	— ◎△ ◎△ ◎△ ◎△ ◎△	— 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否	# # #

注意 1 *1 印は、以下の場合を除く。

- ・主として自動車の駐車の用に供する施設に設ける場合

6 特殊な構造又は使用形態のエレベーター等

整備項目	適用	整備状況	備考
① エレベーターの場合 (1) 段差解消機*1であるか (2) 籠の幅は 70cm 以上、奥行きは 1.2m 以上であるか (3) 籠の奥行きと幅は十分であるか（車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合）	—	— 適・否 適・否 適・否	# # #
② エスカレーターの場合 車椅子使用者用エスカレーター*2であるか	—	— 適・否	#

注意 1 *1 印の「段差解消機」とは、昇降行程が 4m 以下のエレベーター又は階段の部分その他これらに類する部分に沿って昇降するエレベーターで、籠の定格速度が 15m 毎分以下で、かつ、その床面積が 2.25 m²以下のものは、平成 12 年建設省告示第 1413 号第 1 第 9 号に規定するものをいう。以下同じ。

注意 2 *2 印の「車椅子使用者用エスカレーター」とは、車椅子に座ったまま車椅子使用者を昇降させる場合に 2 枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、運転時における踏段の定格速度を 30m 毎分以下とし、かつ 2 枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたものにおいて、平成 12 年建設省告示第 1417 号第 1 ただし書のものをいう。以下同じ。

7 敷地内の通路*1

整備項目	適用	整備状況	備考
① 幅は 1.2m 以上であるか		適・否	#
幅は 1.4m 以上であるか		適・否	
② 区間 50m 以内ごとに車椅子が転回に支障がない場所があるか		適・否	#
③ 戸を設ける場合は車椅子使用者が容易に開閉して通過しやすく、前後に高低差がないか		適・否	#
④ 傾斜路は適切か	—	—	
(1) 幅は 1.2m 以上（段に併設する場合は 90 cm 以上）であるか		適・否	#
(2) 勾配は 1/12 以下（高さ 16 cm 以下の場合は 1/8 以下）であるか		適・否	#
(3) 高さ 75 cm を超えるものにあつては、高さ 75 cm 以内ごとに踏幅 1.5m 以上の踊場を設けているか（勾配 1/20 以下の場合は免除）		適・否	#
(4) 踊場を設ける場合は踏幅 1.5m 以上であるか		適・否	

注意 1 *1 印は、地形の特殊性がある場合は車寄せから建物出入口までとする。

○共同住宅及びホテル又は旅館における特定経路（移動等円滑化経路を除く。）

1 経路

整備項目	適用	整備状況	備考
① 次の経路に階段・段が設けられていないか（傾斜路又はエレベーター等を併設する場合は免除） (1) 「道等」から各住戸又は各客室まで（1層移動のみの場合は、上下移動の部分は免除）	—	— 適・否	

2 出入口（各住戸又は各居室の出入口は除く。）

整備項目	適用	整備状況	備考
① 幅は 85 cm 以上であるか（構造上困難な場合又は車椅子使用者が直進できる場合は、80cm 以上）		適・否	
② 戸を設ける場合は車椅子使用者が容易に開閉して通過しやすく、前後に高低差がないか		適・否	
③ 直接地上へ通じる主要な出入口は適切か (1) 幅は 90cm 以上であるか (2) 屋根又はひさしを設けたか（努力基準）	—	— 適・否 適・否	

3 廊下等

整備項目	適用	整備状況	備考
① 幅は 1.2m 以上であるか		適・否	
② 区間 50m 以内ごとに車椅子が転回可能な場所があるか		適・否	
③ 戸を設ける場合は車椅子使用者が容易に開閉して通過しやすく、前後に高低差がないか		適・否	

4 傾斜路

整備項目	適用	整備状況	備考
① 幅は 1.2m 以上（階段に併設する場合は 90cm 以上）であるか		適・否	
② 勾配は 1/12 以下（高さ 16 cm 以下の場合は 1/8 以下）であるか		適・否	
③ 高さ 75 cm を超えるものにあつては、高さ 75 cm 以内ごとに踊場を設けているか		適・否	
④ 踊場を設ける場合は踏幅 1.5m 以上であるか		適・否	

5 エレベーター及びその乗降ロビー

整備項目	適用	整備状況	備考
① 籠は必要階（各住戸又は各客室、「車椅子使用者用便房」、「車椅子使用者用駐車施設」のある階、及び地上階）に停止するか		適・否	
② 籠及び昇降路の出入口の幅は 80 cm 以上であるか		適・否	
③ 籠の奥行きは 1.15m 以上であるか		適・否	
④ 乗降ロビーは水平で、1.5m×1.5m 以上であるか		適・否	
⑤ 籠内及び乗降ロビーに車椅子使用者が利用しやすい制御装置を設けているか		適・否	
⑥ 籠内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか		適・否	
⑦ 乗降ロビーに到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けているか		適・否	
⑧ 籠内の両側面に手すりを設けているか		適・否	
⑨ 籠内に鏡を設けているか		適・否	
⑩ 戸の開鎖を自動的に制止することができる装置を設けているか		適・否	

6 特殊な構造又は使用形態のエレベーター等

整備項目	適用	整備状況	備考
① エレベーターの場合 (1) 段差解消機であるか (2) 籠の幅は70cm以上、奥行きは1.2m以上であるか (3) 籠の奥行きと幅は十分であるか（車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合）	—	— 適・否 適・否 適・否	
② エスカレーターの場合 車椅子使用者用エスカレーターであるか	—	— 適・否	

7 敷地内の通路*1

整備項目	適用	整備状況	備考
① 幅は1.4m以上であるか		適・否	
② 区間50m以内ごとに車椅子が転回に支障がない場所があるか		適・否	
③ 戸を設ける場合は車椅子使用者が容易に開閉して通過しやすく、前後に高低差がないか		適・否	
④ 傾斜路は適切か (1) 幅は1.2m以上（段に併設する場合は90cm以上）であるか (2) 勾配は1/12以下（高さ16cm以下の場合は1/8以下）であるか (3) 高さ75cmを超えるものにあつては、高さ75cm以内ごとに1.5m以上の踊場を設けているか（勾配1/20以下の場合は免除） (4) 踊場を設ける場合は踏幅1.5m以上であるか	—	— 適・否 適・否 適・否 適・否	

注意1 *1印は、地形の特殊性がある場合は車寄せから建物出入口までとする。

○視覚障害者移動等円滑化経路（道等から案内設備までの1以上の経路に係る基準）*1

整備項目	適用	整備状況	備考
① 線状ブロック等及び点状ブロック等の敷設又は音声等により誘導する設備の設置（進行方向を変更する必要のない風除室は免除）	◎△	適・否	#
② 線状ブロック等及び点状ブロック等は識別しやすいものか	◎△	適・否	#
③ 車路に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか	◎△	適・否	#
④ 段・傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか *2	◎△	適・否	#

注意1 *1印は、以下の場合を除く。

- ・主として自動車の駐車のために供する施設に設ける場合
- ・受付等から建物出入口を容易に視認でき、道等から当該出入口までの経路を整備してある場合

注意2 *2印は、以下の場合を除く。

- ・勾配が1/20以下の傾斜がある部分の上端に近接する場合
- ・高さが16cm以下で勾配が1/12以下の傾斜がある部分の上端に近接する場合
- ・段又は傾斜がある部分と連続して両側（法では片側）に手すりが設けられている踊り場である場合